

独立行政法人日本学生支援機構 平成 25 年度第 2 回契約監視委員会 議事概要

1. 日時

平成 26 年 6 月 3 日～6 月 19 日（持ち回り審議）

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所他

3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

澤木 公義（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

小川千恵子（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）審議

① 平成 25 年度契約の概況

② 平成 25 年度における「競争性のない随意契約」

③ 平成 25 年度における「一者応札・一者応募」

（2）その他

5. 議事概要

（1）平成 25 年度契約の概況

「随意契約等見直し計画」を踏まえながら、平成 25 年度契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について報告した。

「競争性のない随意契約」については 76 件（11.2 億円）となり、見直し計画の達成目標である 63 件（13.2 億円）を、件数は情報機器のセキュリティ対策等により上回ったが契約金額は達成していることを報告し、了承された。

（2）平成 25 年度における「競争性のない随意契約」

平成 25 年度下半期（10 月～3 月）における「競争性のない随意契約」46 件の内、第 1 回委員会で承認された 2 件を除く 44 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、その具体的な取組状況に係る報告の後、平成 26 年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

審議の結果、平成 25 年度下半期（10 月～3 月）における「競争性のない随意契約」（46 件）については、真にやむを得ないものであると認められた。

また、「新たな随意契約」21件（46件の内数）についても、平成25年度限りの特別要因（情報セキュリティ対策等）を聴取した上で、明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。

（3）平成25年度における「一者応札・一者応募」

平成25年度下半期（10月～3月）における「一者応札・一者応募」26件について、一者応札・応募となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組状況に係る報告の後、平成26年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

過去に複数者での応札が実施されているものや、平成25年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札・応募となったものについては、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構における取組は適切に対応されていると認められた。併せて、平成26年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2か年連続（2回連続を含む）して一者応札・応募となった契約5件（26件の内数）については、総務省書式（一者応札・応募事案フォローアップ票）により審議が行われ、平成26年度以降の見直し内容等について承認された。

なお、第1回委員会において承認済みの15件のうち、単価契約であった7件について契約金額を想定金額から実績金額に修正したことについて説明し、了承された。

また、同じく第1回委員会において承認済みの2か年連続（2回連続を含む）して一者応札・応募となった契約5件の内、国際交流会館の電気の契約2件について、フォローアップ票の「講ずることとした措置」の欄の記載内容を、平成25年12月24日付け閣議決定に基づく措置に修正したことを説明し、了承された。

（主な意見）

- ①過去に複数者の応札があった契約で、平成25年度から一者応札となったものについては、入札参加を見合わせた業者の意見をしっかり聴取した上で準備期間を確保する等の取組を進め、2年連続一者応札にならないよう努めていただきたい。
- ②契約締結が年度末に近いと一者応札になる傾向が高くなるので、公告期間の確保、契約締結から業務開始までの準備期間の確保について、一層の努力をお願いしたい。

6. その他

第2回委員会の議事概要をホームページに公表することについて事務局より各委員に説明し、了承された。

以上